

税理士情報ネットワーク

TAINS

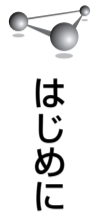
Tax Accountant Information Network System



弁護士業の必要経費

政治連盟会費、役員立候補費用など

朝倉 洋子(目黒)



はじめに

TAINSは、税理士のために、営利企業に頼らず、税理士自身の手によって作られ、維持されてきた税理士のためのデータベースですから、「税理士」というキーワードで検索すると、1052件の情報が収録されています。

3、争点

本件においては、弁護士会役員立候補に際し支出した立候補写真撮影費、立候補納付金、選挙対策費等、役員への就任に際して配布した記念品・挨拶状等の費用及び弁護士政治連盟会費等が弁護士業の必要経費に当たるか又は家事関連費とされるかが争点です。

1、最新の注目判決

本年3月24日、仙台国税不服審判所が下した次の未公開判決は、国家資格により登録し、強制加入の税理士会の役員として活躍されている多くの税理士の注目を集めている判決です。

【所得税】判決
【法令コード】FO-1-1320

2、事案の概要

この事件は、弁護士甲が、

用及び挨拶状の送付にかかる費用、⑤弁護士政治連盟関連の支出等は、弁護士報酬を得るために直接要する活動に伴う費用である。

2 原処分庁の主張

①弁護士会での甲の活動は役員等としての活動であり、甲個人の事業所得を得るための収益事業活動と同一視することはできない。②役員選挙は、甲の意思に基づいて立候補したものであり、客観的にみて、事業遂行上、通常必要な費用とは認められない。

3 役員活動に係る費用

仮に甲が弁護士会等の役員等として活動した結果、多くの弁護士と接し信頼関係を築くことができ、他の弁護士より紹介案件が得られる等、弁護士業務に利益が生じることから、役員等としての活動費が業務と関連を有する家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要である部分のみを認めなければならない。

4 記念品、挨拶状の費用

記念品及び挨拶状は、役員就任により、弁護士としての法的サービスがおろそかになっていることを詫言する旨、また、挨拶状には、役員を退任し、本来職務に専念し始めている旨の記載があることから、本来の職務に係る状況等の周知を含め、甲の弁護士業務の広告宣伝を目的とするものであると認められる。そうすると、記念品及び挨拶状が、弁護士会等の役員就任に際して作成されたものであるとしても、これらの費用は、弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

5、審判所の判断

1 弁護士会等の役員
弁護士は弁護士会に入会し、日弁連の弁護士名簿に登録されなければならない。当然入会した弁護士会及び日弁連の会員となるが、弁護士会等の役員となることは、弁護士法等によって弁護士に義務付けられているものではないと認められる。

2 役員活動と業務関連性
弁護士会の役員としての活動は、弁護士会の運営に関する事項等を理事会等において審議することであり、弁護士会等の役員等としての活動した結果、事務等の品位が保持され、事務

の改善進歩が図られたとしても、それは弁護士等全体にとっての利益であり、それが弁護士甲個人の弁護士業務にも寄与することがあっても、それは飽くまでも間接的なものであるから、甲が支出した弁護士会等の役員等としての活動費は、甲の弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であるとは認められない。

3 役員活動に係る費用
仮に甲が弁護士会等の役員等として活動した結果、多くの弁護士と接し信頼関係を築くことができ、他の弁護士より紹介案件が得られる等、弁護士業務に利益が生じることから、役員等としての活動費が業務と関連を有する家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要である部分のみを認めなければならない。

4 記念品、挨拶状の費用
記念品及び挨拶状は、役員就任により、弁護士としての法的サービスがおろそかになっていることを詫言する旨、また、挨拶状には、役員を退任し、本来職務に専念し始めている旨の記載があることから、本来の職務に係る状況等の周知を含め、甲の弁護士業務の広告宣伝を目的とするものであると認められる。そうすると、記念品及び挨拶状が、弁護士会等の役員就任に際して作成されたものであるとしても、これらの費用は、弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

5 弁政連費の業務関連性
弁政連は、日弁連からは独立した団体で、政治資金規正法に基づき弁護士活動に理解のある公職の候補者に対し、政治的後援活動を行うことを目的とする政治団体である。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

の改善進歩が図られたとしても、それは弁護士等全体にとっての利益であり、それが弁護士甲個人の弁護士業務にも寄与することがあっても、それは飽くまでも間接的なものであるから、甲が支出した弁護士会等の役員等としての活動費は、甲の弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であるとは認められない。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

したがって、弁政連会費は、政党又は公職の候補者の後援のためと認められるから、弁政連関連支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であると認められる。

No.	テーマ	TAINSコード
①	関与先への貸付金の貸倒損失	Z255-10255
②	税理士業の推計課税	Z254-9594
③	司法書士の業務委託手数料	Z254-9000
④	弁護士業務を手伝う家族の学資金	Z016-0193
⑤	弁護士の大学院授業料	J66-2-10
⑥	司法書士の同業者との交際費	F0-1-023

必要経費と家事関連費との区分を巡る左記の判決・裁決もご参考に。

6、類似する判決・裁決

必要経費と家事関連費との区分を巡る左記の判決・裁決もご参考に。

電子申告普及・推進に関する「推進委員」設置の施策と平成20年度の電子申告状況について

情報システム委員会担当常務理事 森 外志廣

本会は平成21年度の電子申告普及・推進に関する施策として、各支部に本会委員として136名の「電子申告推進委員」(以下「推進委員」という。)を置くことと致しました。「推進委員」は、電子申告の普及・推進に関して、助言等を必要とする会員(以下「対象会員」という。)に対して、電話等により助言をすることともに、電子申告の未利用会員に対して、その利用を積極的に勧奨することとしております。

平成20年度の電子申告状況

また、「推進委員」は、本会情報システム委員会(以下委員会という。)から関連資料・情報等の提供を受け、委員会と協力して支部会員の電子申告推進・普及に努め、具体的な機器操作等について必要があるときは、「対象会員」の希望するペンダーに協力依頼をいたします。また、委員会は「推進委員」が電子申告に携わるペンダー各社に直接協力依頼ができるようにしております。

① 全国の電子申告利用状況
平成20年度の電子申告状況は、「オンライン利用促進対象手続」は、全国では、1千6万8千件(利用率29.42%、前年対比17.4%)で、東京国税局管内では、165万3千件(利用率19.00%、前年対比16.1%)となっております。大阪国税局管内では、184万5千件で東京国税局を上まわっており、すべての国税局と比べても最低の利用率であります。

今後、会員が電子申告に関して、相談等がある場合、「推進委員」にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。また、電子申告未利用会員に「推進委員」から電子申告利用の勧奨がありますので是非ともご協力をお願い申し上げます。

② 本会の電子申告利用状況
本会の独自の調査による利用状況は、電子申告開始届出書提出は、8821件(52.50%)でまだ47.50%(補助税理士等除く)の会員が電子申告開始届書の提出がなく、是非とも開始届出書の提出をお願い致します。

本会と支部が一致協力してさらなる電子申告普及・推進に努めますので本会会員のご協力をお願い申し上げます。

また、代理送信は4632会員(27.6%)が利用し、20年度に新規に代理送信をした会員は1911人で、前年度に比べ著しく減少しており、今後新規の利用会員を増加することが課題となっております。

日税連では、電子認証書の電子証明書(ICカード)は、電磁的世界の税理士証票という位置付けとの認識を持ち(証票と同様)、会員全員が取得すべきであるとしております。

最後に、本会会員のすべてが日税連ICカードの取得、電子申告開始届出書の提出、そして本人及び納税者の代理送信を利用していただきますことを重ねてお願い申し上げます。